

研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム
「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる
包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」
実施運営規程

令和 8 年 7 月 28 日 事務第 0728-01 号
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

（目 的）

第 1 条 本規程は、研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（以下「BRIDGE」という。）「認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築」（以下「金融包摂」という。）の実施に関して、BRIDGE 運用指針（平成 29 年 5 月 29 日 ガバニングボード決定、最終改正：令和 7 年 12 月 18 日）に定めるもののほか、BRIDGE 金融包摂の専門性を鑑み、効率的、効果的に研究開発テーマのマネジメントを実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

（研究推進法人）

第 2 条 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所は、厚生労働省、金融庁、消費者庁（以下「各省庁」という。）が関連施策の有識者その他の関係者として任命したプログラムディレクター（以下「PD」という。）の業務のうち、対象とする事業の実施者の公募及び契約の締結、進捗管理、事業支援、毎年度の評価等のマネジメント業務を行う独立行政法人（以下「研究推進法人」という。）として次の業務を行う。

（1）予算執行・管理に係る業務

予算執行に係る業務については、（3）計画の推進に係る業務を担う研究推進法人 戦略研究支援部の支援を得て研究推進法人 総務部において処理する。なお、研究推進法人が担当する業務の範囲は研究推進法人が予算を執行する範囲とする。

（2）委託研究開発契約に係る業務

契約に係る業務については、（3）計画の推進に係る業務を担う研究推進法人 戦略研究支援部において処理する。

（3）計画の推進に係る業務

計画の推進及び公平公正な管理に関する業務は、研究推進法人 戦略研究支援部において以下の事務を行う。

ア 推進

PD、業務アドバイザー、研究開発責任者等の支援、進捗管理、連携調整、関連事項の調査・分析、全体マネジメント会議等の運営、自己点検結果報告書の作成支援等の BRIDGE 金融包摂の積極的な推進に係る業務を行う。

イ 管理

第3条で規定する委員会の事務、自己点検結果報告書等の作成支援、研究開発責任者の公募、関係省庁に係る事務、(1)及び(2)で規定する業務の支援等の公平公正の観点に基づく客観的な管理に係る業務を行う。

(委員会)

第3条 BRIDGE 金融包摂の公正公平な運用を行うために、次の委員会を置く。なお、これら委員会の開催、運営またそれらに付随する事務は、研究推進法人が行う。運営に係る規程は別途定める。

- (1) 審査委員会
- (2) 評価委員会

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 研究開発責任者の選定審査
- (2) その他、必要な審査

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 専門家視点からの対象施策評価
- (2) 最終評価
- (3) その他、必要な評価

(全体マネジメント会議)

第6条 BRIDGE 金融包摂の円滑な進捗管理、事業支援、毎年度の評価等のマネジメント業務等のため、研究推進法人の主催により、「全体マネジメント会議」を開催し、計画の推進に努める。なお、当会議の開催、運営またそれらに付随する事務は、研究推進法人が行う。運営に係る規程は別途定める。

(利益相反)

第7条 研究推進法人は、BRIDGE 金融包摂の推進にあたって、当該関係者による利益相反による問題を避けるための措置を実施するとともに、当該関係者が利益相反による疑念を持たれかねない場合に説明責任を果たすことができるよう透明性を確保するための必要な手続を実施する。

(各種決裁及び承認)

第8条 BRIDGE 金融包摂の運営に伴う事務手続等の決裁及び承認は、研究推進法人の事務処理規程に準拠して行う。

(雑 則)

第 9 条 本規程に定めのない事項が生じた場合は、PD と研究推進法人との間で協議の上、定める。

第 10 条 本規程の有効期間は、BRIDGE 金融包摂の実施期間とする。

第 11 条 本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。

附則

本規程は、研究推進法人の組織決定を経て令和 8 年 7 月 28 日から施行する。